

議 案 目 録

- 議第 40 号 王滝村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議第 41 号 王滝村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 42 号 令和 6 年度王滝村一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第 43 号 令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 議第 44 号 令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費歳入歳出決算認定について
- 議第 45 号 令和 6 年度王滝村特別会計後期高齢者医療費事業歳入歳出決算認定について
- 議第 46 号 令和 6 年度王滝村公営企業簡易水道事業会計決算認定について
- 議第 47 号 令和 6 年度王滝村公営企業下水道事業会計決算認定について
- 議第 48 号 令和 6 年度王滝村公営企業観光施設事業会計決算認定について
- 議第 49 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 50 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 51 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第 52 号 令和 7 年度王滝村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議第 53 号 令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第 2 号）
について
- 議第 54 号 令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 2 号）に
ついて
- 議第 55 号 令和 7 年度王滝村公営企業簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議第 56 号 令和 7 年度王滝村公営企業下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議第 57 号 令和 7 年度王滝村公営企業観光施設事業会計補正予算（第 2 号）について

議第42号～議第48号 令和6年度決算概要

(単位：円)

会計区分	歳入総額	歳出総額	差引額	[内訳] 繰り越す財源 実質収支額・繰越金
一般会計	2,201,905,333	2,115,795,587	86,109,746	22,408,000 63,701,746
国民健康保険 (事業勘定)	69,738,949	67,248,211	2,490,738	0 2,490,738
国民健康保険 診療施設費	72,153,502	72,103,109	50,393	0 50,393
後期高齢者医療 費事業	14,278,627	14,278,627	0	0 0

公営企業簡易 水道事業会計	収益の収入決算額	収益の支出決算額	純損益	当年度末未処理欠損金
	71,619,883	72,711,500	▲1,091,617	▲1,091,617
	資本の収入決算額	資本の支出決算額		
	13,316,000	13,497,588		

公営企業下水道 事業会計	収益の収入決算額	収益の支出決算額	純損益	当年度末未処理欠損金
	53,531,478	54,819,367	▲1,287,889	▲1,287,889
	資本の収入決算額	資本の支出決算額		
	12,152,000	12,861,873		

公営企業観光 施設事業会計	収益の収入決算額	収益の支出決算額	純損益	当年度末未処理欠損金
	127,779,407	278,984,814	▲151,205,407	▲5,943,859,289
	資本の収入決算額	資本の支出決算額		
	12,289,000	12,289,000		

議第 4 2 号

令和 6 年度王滝村一般会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度王滝村一般会計歳入歳出決算を地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 認 定
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 4 3 号

令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）歳入歳出決算認定について

令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）歳入歳出決算を地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 認 定
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 4 4 号

令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費歳入歳出決算認定について

令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費歳入歳出決算を地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 認 定
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 4 5 号

令和 6 年度王滝村特別会計後期高齢者医療費事業歳入歳出決算認定について

令和 6 年度王滝村特別会計後期高齢者医療費事業歳入歳出決算を地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 認 定
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 4 6 号

令和 6 年度王滝村公営企業簡易水道事業会計決算認定について

令和 6 年度王滝村公営企業簡易水道事業会計の決算を地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 認 定
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 4 7 号

令和 6 年度王滝村公営企業下水道事業会計決算認定について

令和 6 年度王滝村公営企業下水道事業会計の決算を地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 認 定
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 4 8 号

令和 6 年度王滝村公営企業観光施設事業会計決算認定について

令和 6 年度王滝村公営企業観光施設事業会計の決算を地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 認 定
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第49号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1. 主な改正事由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定の改正。

2. 改正内容

(1) 部分休業の請求可能な職員の要件見直し（第20条関係）

部分休業の請求可能な非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除し、6時間15分以上の勤務がないものも請求可能とする。

(2) 部分休業の取得パターンの多様化

①第1号部分休業の取得可能時間帯の見直し（第21条関係）

1日につき2時間を超えない範囲の部分休業（第1号部分休業）について、勤務時間の始めと終わりに限りにおいて取得可能とする取扱を廃止する。

②第2号部分休業の新設（第21条の2～第21条の4関係）

「1年につき10日相当の勤務時間の範囲」での部分休業（第2号休業）を新設する。

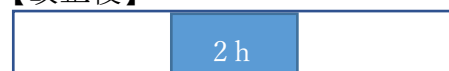
【現行】



1日につき2時間の範囲で勤務しないこと



【改正後】



① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
勤務時間の途中でも取得可



② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

③部分休業の取得形態を変更することができる特別な事情について規定する
(第21条の5関係)

3. 施行期日 令和7年10月1日

議第 4 9 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年王滝村条例第 1 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年王滝村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く。」を「除く。次条において同じ。」に改める。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該育児時間を承認されている時間」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第21条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第21条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると村長が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条中「第5条の規定は、法第19条第3項」を「法第19条第6項」に、「事由について準用する。」を「事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第21条 <u>法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 村長が定める職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、村長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が王滝村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（令和元年規則第7号）別表第2特別休暇のうち無給のもの第3号又は第7号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第21条の2 <u>法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> (1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつ</u>	(部分休業をすることができない職員) 第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第21条 <u>部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 村長が定める職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、村長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が王滝村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（令和元年規則第7号）別表第2特別休暇のうち無給のもの第3号又は第7号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

改正後	改正前
<u>て、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> 第21条の3 <u>法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> 第21条の4 <u>法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第21条の5 <u>法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると村長が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> 第22条 <u>職員が法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第39条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第23条 <u>法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	<u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> 第22条 <u>職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第39条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第23条 <u>第5条の規定は、法第19条第3項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由について準用する。</u>

議第50号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1. 主な改正事由

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策法の一部改正に伴い、公務においても仕事と育児の両立支援のニーズに対応するため、仕事と育児の両立支援制度の周知・意向調査を行なうとともに、子や各家庭の状況に応じた個別の意向に配慮するための改正。

2. 改正内容

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する情報提供等（第12条の3関係）

妊娠、出産について申し出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立制度に関する情報提供等に係る規定を整備する。

【措置内容】

- ①仕事と育児の両立制度に関する情報提供、意向確認。
（例：育児短時間勤務、部分休業、子の看護休暇等）
- ②子の家庭状況により、両立が困難となる状況の改善に資する事項（勤務時間帯、業務量等）に関する意向確認。
- ③上記で把握した職員の意向に対する配慮。

3. 施行期日 令和7年10月1日

議第 5 0 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年王滝村条例第 1 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年王滝村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の4を第12条の5とする。

第12条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年王滝村条例第1号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第12条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年王滝村条例第1号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「<u>申出職員</u>」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「<u>請求等</u>」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「<u>対象職員</u>」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「<u>育児期両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第12条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至った	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至った

改正後	改正前
ことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第12条の5</u> （略）	ことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第12条の4</u> （略）

議第51号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号の1）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7年 9月11日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 9月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙案)

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号の1）の一部を次のように改正する。

別表第1 鳥獣被害対策実施隊員の項の次に次のように加える。

選考委員	報酬			
	外部有識者		その他委員	
	日額	半日額	日額	半日額
	12,900	8,700	7,000	4,700

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

改正後					改正前				
別表第 1（第 1 条関係）					別表第 1（第 1 条関係）				
単位：円					単位：円				
職名		報酬			職名		報酬		
		月額	日額	半日額			月額	日額	半日額
(略)					(略)				
鳥獣被害対策実施隊員	隊員（銃所持者）			2,900	鳥獣被害対策実施隊員	隊員（銃所持者）			2,900
	隊員			2,700		隊員			2,700
選考委員	報酬				選挙	報酬			
	外部有識者		その他委員			1 時間当たり		備考	
	日額	半日額	日額	半日額	(略)				
	12,900	8,700	7,000	4,700					
選挙		報酬							
		1 時間当たり	備考						
(略)									

議第 5 2 号

令和 7 年度王滝村一般会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度王滝村一般会計補正予算をすることについて、別案のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 5 2 号

令和 7 年度王滝村一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度王滝村一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13,602 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,246,266 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

1 総 括 (歳入) (単位 千円)

(歳出)

[illegible]

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
51	0	1,300	4,930
252	0	0	195
0	0	0	1,132
0	0	0	△230
0	0	0	86
0	0	0	2,800
0	0	0	144
0	0	0	△28
0	0	0	2,970
</			

2 歳 入

款 項 目				補正前の額	補正額	計
9			地方特例交付金	66	20	86
	1		地方特例交付金	66	20	86
		1	地方特例交付金	66	20	86
10			地方交付税	1,052,261	41,136	1,093,397
	1		地方交付税	1,052,261	41,136	1,093,397
		1	地方交付税	1,052,261	41,136	1,093,397
14			国庫支出金	96,743	303	97,046
	2		国庫補助金	86,603	303	86,906
		2	総務費国庫補助金	78,960	251	79,211
	3		民生費国庫補助金	166	52	218
18			繰入金	312,662	△41,558	271,104
	2		基金繰入金	312,662	△41,558	271,104
		1	財政調整基金繰入金	232,903	△42,858	190,045
	20		公共建築物等整備保全基金	5,700	1,300	7,000
19			繰越金	50,000	13,701	63,701
	1		繰越金	50,000	13,701	63,701
		1	繰越金	50,000	13,701	63,701
歳 入 合 計				2,232,664	13,602	2,246,266

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別税額控除減収補填特例交付金	9	特別税額控除減収補填特例交付金 9
5 定額減税減収補填特例交付金	11	定額減税減収補填特例交付金 11
1 地方交付税	41,136	普通交付税 41,136
12 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	51	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 51
20 地方創生臨時交付金	200	重点支援地方交付金 200
3 障害者福祉費補助金	52	障害者総合支援事業補助金 52
1 繰入金	△42,858	財政調整基金繰入金 △42,858
1 公共建築物等整備保全基金	1,300	公共建築物等整備保全基金 1,300
1 繰越金	13,701	前年度繰越金 13,701

3歳出

(単位 千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳						
							特 定 財 源			一般財源			
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2			総務費	908,405	6,281	914,686	51		1,300	4,930			
	1		総務管理費	870,414	6,227	876,641			1,300	4,927			
		1	一般管理費	336,462	1,571	338,033				1,571			
									1,571				
	4		財産管理費	188,909	2,083	190,992			1,300	783			
									1,300	783			
									(繰)公共建築物等整備保全基金		1,300		
	9		企画費	299,331	2,573	301,904				2,573			
										994			
													1,579

節		説 明	
区 分	金 額		
		(総務係)	
1 報酬	1,271	庶務一般経費	1,571
4 共済費	235	会計年度任用職員報酬	1,243
		会計年度任用職員報酬	1,243
11 役務費	12	会計年度任用職員手当	28
		会計年度任用職員手当	28
18 負担金補助及び交付金	53	会計年度任用職員労働保険料	235
		労働保険料	235
		手数料	12
		手数料	12
		負担金（その他）	53
		交通空白地有償運送運転者講習負担金	53
13 使用料及び賃借料	854	(財産管理係)	
		村有財産庁舎管理経費	2,083
		使用料	854
17 備品購入費	1,229	テレビ受信料	854
		備品購入費（公共資産）	1,229
		田の原観光施設備品類購入費	1,229
1 報酬	194	(総務係)	
		総務企画事業	994
7 報償費	△32	委員等報酬	194
		選考委員報酬	194
8 旅費	338	費用弁償	138
		費用弁償	138
10 需用費	661	消耗品費	31
		消耗品費	31
11 役務費	20	負担金（その他）	609
		木曽広域連合町村分担金	△937
12 委託料	1,579	公共交通活性化協議会負担金	1,546
		補助金助成金	22
		地域振興バス定期券購入費補助金	22
13 使用料及び賃借料	△420	(総務課 企画財政係（企画））	
		企画事業費	1,579
17 備品購入費	47	委託料（その他）	1,579
		ふるさと納税業務委託料	1,579
18 負担金補助及び交付金	186	地域おこし協力隊事業費	
		報償金	△32
		謝礼	△32
		職員旅費	200
		普通旅費	200

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
							国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			3	戸籍住民基本台帳費	15,046	54	15,100	51		3
			1	戸籍住民基本台帳費	15,046	54	15,100	51		3
								51		3
								(国)社会保障・税番号制度システム整備費補助金		51
3				民生費	145,972	447	146,419	252		195
		1		社会福祉費	126,561	373	126,934	252		121
			1	社会福祉総務費	28,895	200	29,095	200		
								200		
								(国)重点支援地方交付金		200
		2	老人福祉費		71,794	144	71,938			144
										120
										24
		3	障害者福祉費		13,186	29	13,215	52		△23
								52		△23
								(国)システム改修補助金		52
		3		国民年金事務取扱費	66	74	140			74

節		説 明	
区 分	金 額		
		消耗品費	596
		消耗品費	596
		食糧費	34
		食糧費	34
		手数料	20
		手数料	20
		賃借料（その他）	△420
		家屋借上料	△420
		備品購入費（その他）	47
		備品購入費	47
		負担金（その他）	125
		講習会等負担金	125
		補助金助成金	△570
		協力隊支援事業補助金	△570
		(住民係)	
11 役務費	54	戸籍住民基本台帳一般経費	54
		通信運搬費	54
		通信運搬費	54
18 負担金補助及び交付金	200	(住民係)	
		低所得世帯支援及び定額減税不足額給付事業	200
		補助金助成金	200
		給付金	200
18 負担金補助及び交付金	144	(福祉係)	
		老人福祉一般経費	120
		負担金（その他）	120
		木曽広域連合介護特会負担金	120
		老人福祉総合対策助成事業	24
		負担金（その他）	24
		木曽広域連合町村分担金	24
22 償還金利子及び割引料	29	(福祉係)	
		障害者自立支援給付費事業	29
		還付及び加算金	29
		過年度分身体障害者負担金返還金	29

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
							特 定 財 源		
							国県支出金	地 方 債	そ の 他
		1	国民年金事務取扱費	66	74	140			
									74
4			衛生費	162,791	1,132	163,923			
			保健衛生費	123,824	2,625	126,449			
		1	保健衛生総務費	78,532	1,471	80,003			
									1,471
									1,521
									△50
		2	予防費	10,231	37	10,268			
									37
									5
									32
		4	診療所費	34,680	1,117	35,797			
									1,117
		2	清掃費	38,967	△1,493	37,474			
									△1,493
									△1,493
6		2	農林水産業費	106,156	△230	105,926			
			林業費	95,187	△230	94,957			
			林業総務費	2,804	△230	2,574			△230

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		(住民係) 国民年金事務一般経費74
12 委託料	74	委託料（その他）74 システム改修委託料74
18 負担金補助及び 交付金	1,471	(企画財政係（財政）） 公営企業支出金1,521 交付金助成金1,521 簡易水道事業補助金344 下水道事業補助金1,177 (保健衛生係) 保健衛生一般経費△50 負担金（その他）△50 木曽広域連合町村分担金△50
22 償還金利子及び 割引料	37	(保健衛生係) 保健事業費5 還付及び加算金5 償還金5 母子保健事業費32 還付及び加算金32 償還金32
27 繰出金	1,117	(企画財政係（財政）） 特別会計繰出金1,117 繰出金（その他）1,117 特別会計診療所費繰出金1,117
18 負担金補助及び 交付金	△1,493	(建設水道係（環境）） 清掃一般経費△1,493 負担金（その他）△1,493 木曽広域連合衛生費分担金△1,493

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
							特 定 財 源		一般財源
							国県支出金	地 方 債	
									△230
							(繰)森林経営管理基金繰入金		
									△230
	2	林道費		32,655	0	32,655			230
									△230
									230
									△230
							(繰)森林経営管理基金繰入金		
7									230
									86
	1	商工費		58,310	86	58,396			
									86
	3	観光費		35,364	86	35,450			86
									86
8		土木費		138,134	2,800	140,934			2,800
									2,800
	2	道路橋梁費		107,812	2,800	110,612			
	2	道路維持費		96,542	2,800	99,342			2,800
									2,800
9		消防費		121,111	144	121,255			144
									144
	1	消防費		121,111	144	121,255			
	1	非常備消防費		55,810	△362	55,448			△362
									△362
	3	災害対策費		62,570	506	63,076			506
									506
10		教育費		86,041	△28	86,013			△28
	4	社会教育費		14,216	△28	14,188			△28
	3	文化財保護費		1,220	△28	1,192			△28

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び 交付金	△230	(林業振興係) 林業総務一般経費	△230
		負担金（その他）	△230
		木曽広域連合林業費分担金	△230
		(林業振興係) 林道一般経費	
		財源内訳補正	
18 負担金補助及び 交付金	86	(経済産業課 商工観光係) 観光一般経費	86
		負担金（その他）	86
		諸負担金	86
14 工事請負費	2,800	(建設水道係（建設）) 道路維持費一般経費	2,800
		道路等維持補修工事	2,800
		村道維持補修工事	2,800
18 負担金補助及び 交付金	△362	(総務係) 非常備消防費	△362
		負担金（その他）	△362
		木曽広域連合消防費分担金	△362
18 負担金補助及び 交付金	506	(総務係) 災害対策一般経費	506
		負担金（その他）	506
		講習会等負担金	506

(単位 千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
							国県支出金	地 方 債	そ の 他	
										△28
13			諸支出金	179,543	2,970	182,513				2,970
	2		公営企業支出金	179,543	2,970	182,513				2,970
		1	観光施設事業支出金	179,543	2,970	182,513				2,970
										2,970
歳 出 合 計				2,232,664	13,602	2,246,266	303	0	1,300	11,999

節			
区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助及び 交付金	△28	(教育委員会事務局総務係) 文化財保護一般経費	△28
		負担金（その他）	△28
		木曽広域連合理蔵文化財分担金	△28
18 負担金補助及び 交付金	2,970	(企画財政係（財政）) 公営企業費	2,970
		交付金助成金	2,970
		観光施設事業会計補助金	2,970

議第 5 3 号

令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第 2 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算をすることについて、別案のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 5 3 号

令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第 2 号）

令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,721 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76,679 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

歲 出

款	項
5 保健事業費	
	1 特定健康診査等事業費
8 諸支出金	
	2 償還金
歳 出 合 計	

(単位 千円)

[illegible]

1 (歳入) 総括 (単位 千円)

(歳出)

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目				補正前の額	補正額	計
10			繰入金	10,146	△768	9,378
	1		他会計繰入金	10,146	△768	9,378
		2	基金繰入金	2,264	△768	1,496
11			繰越金	1	2,489	2,490
	1		繰越金	1	2,489	2,490
		1	繰越金	1	2,489	2,490
歳 入 合 計				74,958	1,721	76,679

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金繰入金	△768	基金繰入金 △768
1 繰越金	2,489	前年度繰越金 2,489

3歳出

(単位 千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
							国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5			保健事業費	1,877	△79	1,798			△79	
	1		特定健康診査等事業費	890	△79	811			△79	
		1	特定健康診査等事業費	890	△79	811			△79	
									(繰)基金繰入金	
8			諸支出金	13,816	1,800	15,616				1,800
	2		償還金	300	1,800	2,100				1,800
		1	償還金	300	1,800	2,100				1,800
歳 出 合 計				74,958	1,721	76,679	0	0	△79	1,800

節		説 明	
区 分	金 額		
		(住民係)	
17	△79	特定健康診査等事業費	△79
		備品購入費（その他）	△79
		備品購入費	△79
22	1,800	(住民係)	
		償還金	1,800
		還付及び加算金	1,800
		保険給付費等交付金償還金	1,800

議第 5 4 号

令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 2 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算をすることについて、別案のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 5 4 号

令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 2 号）

令和 7 年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 867 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,449 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

歲出

款	項
1 総務費	
	1 施設管理費
2 医業費	
	1 医業費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

[illegible]

1 総括 (単位 千円)

(歳出)

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目				補正前の額	補正額	計
14			繰入金	48,196	1,117	49,313
	2		他会計繰入金	34,680	1,117	35,797
		1	一般会計繰入金	34,680	1,117	35,797
15			繰越金	300	△250	50
	1		繰越金	300	△250	50
		1	繰越金	300	△250	50
歳 入 合 計				81,582	867	82,449

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰入金	1,117	一般会計繰入金 1,117
1 繰越金	△250	前年度繰越金 △250

議第 5 5 号

令和 7 年度王滝村公営企業簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 7 年度王滝村公営企業簡易水道事業会計予算を補正することについて、別案のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第55号

令和7年度 王滝村公営企業簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

(総則)

第1条 令和7年度王滝村公営企業簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	簡易水道事業収益	61,275 千円	344 千円	61,619 千円
第2項	営 業 外 収 益	35,713 千円	344 千円	36,057 千円
		支 出		
第1款	簡易水道事業費用	74,720 千円	344 千円	75,064 千円
第1項	営 業 費 用	72,407 千円	344 千円	72,751 千円

(他会計からの補助金)

第3条 簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、40,722千円である。

令和7年 9月 11日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和7年 9月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

令和7年度 王滝村公営企業簡易水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 簡易水道事業収益			61,275	344	61,619	
	2 営業外収益		35,713	344	36,057	
		1 他会計補助金	29,680	344	30,024	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 簡易水道事業費用			74,720	344	75,064	
	1 営業費用		72,407	344	72,751	
		2 総係費	20,105	344	20,449	

令和7年度 王滝村公営企業簡易水道事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は当年度純損失）	△ 12,832
減価償却費	19,457
賞与引当金・法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 185
長期前受金戻入額	△ 6,033
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	40
固定資産売却損益（△は益）	0
未収金の増減額（△は増加）	0
未払金の増減額（△は減少）	853

小計 1,300

利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 40

業務活動によるキャッシュ・フロー 1,260

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 8,071
補助金等による収入	10,698

投資活動によるキャッシュ・フロー 2,627

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,220

財務活動によるキャッシュ・フロー △ 420

資金増加額（又は減少額）	3,467
資金期首残額	19,833
資金期末残額	23,300

令和7年度 王滝村公営企業簡易水道事業会計予定損益計算書

(令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	23,239		
(2) その他営業収益		23,239	
2 営業費用			
(1) 配水及び給水費	29,839		
(2) 総係費	20,079		
(3) 減価償却費	19,457		
(4) その他営業費用		69,375	
営業損失			46,136
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金			
(2) 他会計補助金	30,024		
(3) 長期前受金戻入	6,033		
(4) 雑収益	0	36,057	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	40		
(2) 雑支出	2,693	2,733	33,324
経常損失			12,812
5 特別利益			
(1) その他特別利益	0		
(2) 過年度損益修正益	0		
(3) 固定資産売却益	0	0	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	20		
(2) 減損損失	0		
(3) 過年度損益修正損	0	20	
当年度純損失			12,832
前年度繰越利益剰余金			△ 2,244
当年度未処理欠損金			15,076

令和7年度 王滝村公営企業簡易水道事業会計 予定貸借対照表

令和8年3月31日

資 産 の 部

(単位：千円)

1 固 定 資 産									
(1) 有 形 固 定 資 産									
イ 土 地								0	
ロ 建 物						4,668			
ハ 減 価 償 却 累 計 額						△ 3,721		947	
ニ 構 造 物						1,049,798			
ホ 減 価 償 却 累 計 額						△ 747,067		302,731	
ヘ 機 械 及 び 装 置						185,515			
ニ 減 価 償 却 累 計 額						△ 146,102		39,413	
ホ 車 両 運 搬 具						2,092			
ヘ 減 価 償 却 累 計 額						△ 1,987		105	
有 形 固 定 資 産 合 計								0	
(2) 投 資 そ の 他 の 資 産									343,196
イ 基 礎 投 資							9,800		
固 定 資 産 合 計								9,800	
									352,996
2 流 動 資 産									
(1) 現 金 預 金								23,300	
(2) 未 収 金						4,453			
貸 倒 引 当 金						0		4,453	
流 動 資 産 合 計									27,753
									380,749

負 債 の 部

3 固 定 負 債									
(1) 企 業 債									
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債						5,050			
ロ そ の 他 の 企 業 債						0		5,050	
固 定 負 債 合 計									5,050
4 流 動 負 債									
(1) 企 業 債									
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債						820			
ロ そ の 他 の 企 業 債						0		820	
(3) 未 払 金								4,782	
(4) 引 当 金								1,065	
流 動 負 債 合 計									6,667
5 繰 延 収 益									
(1) 長 期 前 受 金							452,004		
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額							△ 341,447		
繰 延 収 益 合 計									110,557
負 債 合 計									122,274

資 本 の 部

6 資 本 金									
(1) 固 有 資 本 金							273,551		
資 本 金 合 計									273,551
7 剰 余 金									
(1) 利 益 剰 余 金									
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金						15,076			
利 益 剰 余 金 合 計								△ 15,076	
剰 余 金 合 計									△ 15,076
資 本 金 合 計									258,475
負 債 ・ 資 本 合 計									380,749

注記事項

I 重要な会計方針

地方公営企業法会計基準を適用し、財務諸表等を作成している

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法:定額法

・主な耐用年数

建物 7～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 6～20年

車輛運搬具 3～7年

工具器具及び備品 3～15年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本村は、退職手当組合に加入しており、簡易水道事業は当該組合に掛金を負担しているが、追加的な負担はすべて一般会計において負担しているため、簡易水道事業会計において退職給付引当金を計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額(翌年度6月に支給する額のうち12月～3月分に相当する額)を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当事業年度において重要な非資金取引は予定していない。

III 予定貸借対照表関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれている額は、820千円である。

IV セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

簡易水道事業会計は、村営水道事業及びおんたけ高原簡易水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、村営水道事業及びおんたけ高原簡易水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
村営水道事業	王滝村簡易水道、滝越簡易水道、九蔵簡易水道、鞍馬簡易給水施設に係る配水及び給水業務、施設維持管理業務
おんたけ高原簡易水道事業	おんたけ高原簡易水道に係る配水及び給水業務、施設維持管理業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度(自:令和7年4月1日 至:令和8年3月31日)

(単位:千円)

	村営水道事業	おんたけ高原簡易水道事業	合計
営業収益	13,585	9,654	23,239
営業費用	36,713	32,662	69,375
営業損益	△23,128	△23,008	△46,136
経常損益	△6,897	△5,915	△12,812
セグメント資産	198,814	181,935	380,749
セグメント負債	56,029	66,245	122,274
その他の項目			
他会計繰入金	16,979	23,743	40,722
減価償却費	10,561	8,896	19,457
特別利益	0	0	0
特別損失	10	10	20
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	△9,588	△1,798	△11,386

令和 7 年度王滝村公営企業簡易水道事業会計会計補正予算（第 1 号）明細書

収益の収入及び支出

収入

(単位：千円)

款 項 目	補正前	補正額	補正後	節		説 明
				区 分	金 額	
簡易水道事業収益	61,275	344	61,619			
営業外収益	35,713	344	36,057			
他会計補助金	29,680	344	30,024	他会計補助金	344	・ (村水) 他会計補助金 (収益的) 344

支出

(単位：千円)

款 項 目	補正前	補正額	補正後	節		説 明
				区 分	金 額	
簡易水道事業費用	74,720	344	75,064			
営業費用	72,407	344	72,751			
総係費	20,105	344	20,449	委託料	344	・ (村水) 業務委託料 344

議第 5 6 号

令和 7 年度王滝村公営企業下水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 7 年度王滝村公営企業下水道事業会計予算を補正することについて、別案のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第56号

令和7年度 王滝村公営企業下水道事業会計補正予算(第1号)について

(総則)

第1条 令和7年度王滝村公営企業下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	下水道事業収益	50,054 千円	1,177 千円	51,231 千円
第2項	営 業 外 収 益	39,709 千円	1,177 千円	40,886 千円
		支 出		
第1款	下水道事業費用	59,640 千円	1,177 千円	60,817 千円
第1項	営 業 費 用	57,184 千円	1,177 千円	58,361 千円

(他会計からの補助金)

第3条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、28,450千円である。

令和7年 9月 11日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和7年 9月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

令和7年度 王滝村公営企業下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			50,054	1,177	51,231	
	2 営業外収益		39,709	1,177	40,886	
		1 他会計補助金	16,011	1,177	17,188	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			59,640	1,177	60,817	
	1 営業費用		57,184	1,177	58,361	
		1 処理場費	21,521	1,177	22,698	

令和7年度 王滝村公営企業下水道事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は当年度純損失）	△ 8,186
減価償却費	33,284
長期前受金戻入額	△ 23,698
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	721
未収金の増減額（△は増加）	0
未払金の増減額（△は減少）	315
小計	2,436
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 721
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,715

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

補助金等による収入	11,262
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,262

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 11,162
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,362
資金増加額（又は減少額）	2,615
資金期首残額	11,169
資金期末残額	13,784

令和7年度 王滝村公営企業下水道事業会計予定損益計算書

(令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	9,406		
(2) その他営業収益		9,406	
2 営業費用			
(1) 処 理 場 費	20,634		
(2) 総 係 費	2,161		
(3) 減 価 償 却 費	33,284		
(4) その他営業費用		56,079	
営業損失			46,673
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金			
(2) 他会計補助金	17,188		
(3) 長期前受金戻入	23,698		
(4) 雑 収 益	0	40,886	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	721		
(2) 雑 支 出	1,658	2,379	38,507
経常損失			8,166
5 特別利益			
(1) その他特別利益	0		
(2) 過年度損益修正益	0		
(3) 固定資産売却益	0	0	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	20		
(2) 減 損 損失	0		
(3) 過年度損益修正損	0	20	
当年度純損失			8,186
前年度繰越利益剰余金			△ 1,288
当年度未処理欠損金			9,474

令和7年度 王滝村公営企業下水道事業会計 予定貸借対照表
令和8年3月31日

資 産 の 部

(単位：千円)

1	固 定 資 産								
(1)	有 形 固 定 資 産								
	イ 土 地							0	
	ロ 建 物					428,993			
	ハ 構 築 物					△ 258,267		170,726	
	ニ 機 械 及 び 装 置					△ 902,112		549,428	
	ホ 建 設 仮 勘 定					290,765			
	減 価 却 累 計 額					△ 260,885		29,880	
	有 形 固 定 資 産 合 計							0	
	固 定 資 産 合 計							750,034	750,034
2	流 動 資 産								
(1)	現 金 預 金							13,784	
(2)	未 収 金					1,770			
	貸 倒 引 当 金					0		1,770	
	流 動 資 産 合 計								15,554
	資 産 合 計								765,588

負 債 の 部

3	固 定 負 債								
(1)	企 業 債								
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債					55,603			
	ロ そ の 他 の 企 業 債					0		55,603	
	固 定 負 債 合 計								55,603
4	流 動 負 債								
(1)	企 業 債								
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債					10,762			
	ロ そ の 他 の 企 業 債					0		10,762	
(3)	未 払 金							6,806	
	流 動 負 債 合 計								17,568
5	繰 延 収 益								
(1)	長 期 前 受 金							1,545,362	
(2)	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額							△ 998,861	
	繰 延 収 益 合 計								546,501
	負 債 合 計								619,672

資 本 の 部

6	資 本 金								
(1)	固 有 資 本 金							155,390	
	資 本 合 計								155,390
7	剰 余 金								
(1)	利 益 剰 余 金								
	イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金					9,474			
	利 益 剰 余 金 合 計							△ 9,474	
	剰 余 金 合 計								△ 9,474
	資 本 合 計								145,916
	負 債 ・ 資 本 合 計								765,588

注記事項

I 重要な会計方針

地方公営企業法会計基準を適用し、財務諸表等を作成している

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法: 定額法

・主な耐用年数

建物 7～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 6～20年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本村は、退職手当組合に加入しており、下水道事業は当該組合に掛金を負担しているが、追加的な負担はすべて簡易水道事業において負担しているため、下水道事業会計において退職給付引当金を計上していない。

(2) 賞与引当金

本村の人件費は、すべて簡易水道事業会計において負担しているため、農業集落排水事業会計において賞与引当金を計上していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当事業年度において重要な非資金取引は予定していない。

III 予定貸借対照表関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれている額は、12,862千円である。

IV セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、農業集落排水事業及び簡易排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、農業集落排水事業及び簡易排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
農業集落排水事業	農業集落排水事業(王滝地区、野口地区)と小規模集合排水処理事業(二子持地区)に係る処理施設等の維持管理業務
簡易排水事業	簡易排水事業(瀬戸、池の越、大又、ごうかけ、崩越)に係る処理施設等の維持管理業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度(自:令和6年4月1日 至:令和7年3月31日)

(単位:千円)

	農業集落排水事業	簡易排水事業	合計
営業収益	8,317	1,089	9,406
営業費用	47,527	8,552	56,079
営業損益	△39,210	△7,463	△46,673
経常損益	△8,449	283	△8,166
セグメント資産	680,048	85,540	765,588
セグメント負債	541,351	78,321	619,672
その他の項目			
他会計繰入金	23,388	5,062	28,450
減価償却費	29,920	3,364	33,284
特別利益	0	0	0
特別損失	10	10	20
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	△29,920	△3,364	△33,284

令和 7 年度王滝村公営企業下水道事業会計会計補正予算（第 1 号）明細書

収益の収入及び支出

収入

(単位：千円)

款 項 目	補正前	補正額	補正後	節		説 明
				区 分	金 額	
下水道事業収益	50,054	1,177	51,231			
営業収益	10,345	0	10,345			
下水道使用料	10,345	0	10,345			
営業外収益	39,709	1,177	40,886			
他会計補助金	16,011	1,177	17,188	他会計補助金	1,177	・（農集）他会計補助金（収益的） 1,177
長期前受金戻入	23,698	0	23,698			

支出

(単位：千円)

款 項 目	補正前	補正額	補正後	節		説 明
				区 分	金 額	
下水道事業費用	59,640	1,177	60,817			
営業費用	57,184	1,177	58,361			
処理場費	21,521	1,177	22,698	修繕費	1,177	・（農集）施設修繕費 1,177

議第 5 7 号

令和 7 年度 王滝村公営企業観光施設事業会計補正予算（第 2 号）について

地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 7 年度王滝村公営企業観光施設事業会計予算を補正することについて、
別案のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 5 7 号

令和 7 年度王滝村公営企業観光施設事業会計補正予算（第 2 号）について

（総則）

第 1 条 令和 7 年度王滝村公営企業観光施設事業会計補正予算（第 2 号）は以下に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入		（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
第 1 款	事業収益	177,828千円	2,970千円	180,798千円
第 3 項	特別利益	177,827千円	2,970千円	180,797千円
支出		（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
第 2 款	事業費用	323,230千円	2,970千円	326,200千円
第 1 項	営業費用	318,230千円	2,970千円	321,200千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入		（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
第3款	出資金	1,716千円	千円	1,716千円
第1項	出資金	1,716千円	千円	1,716千円
支出		（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
第4款		1,716千円	千円	1,716千円
第1項	建設改良費	1,716千円	千円	1,716千円

（他会計繰入金）

第 5 条 他会計からの繰入金は182,513千円と定める。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

令和7年度 王滝村公営企業観光施設事業会計実施計画（第2号）

1. 収益的収入及び支出

収 入

単位：千円

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 事業収益			2,970	
	1. 営業収益		0	
		1. リフト収入	0	
		5. その他営業収益	0	
	2. 営業外収益		0	
		1. 受取利息	0	
	3. 特別利益		2,970	
		4. その他営業外収益	2,970	一般会計補助金

支 出

単位：千円

款	項	目	予 定 額	備 考
2. 事業費用			2,970	
	1. 営業費用		2,970	
		1. 一般管理費	0	
		3. スキー場管理費	2,970	
		7. 附帯施設管理費	0	
		8. 減価償却費	0	
	2. 営業外費用		0	
		1. 支払利息	0	
	4. 予備費		0	
		1. 予備費	0	

2. 資本的収入及び支出

省 略

令和 7 年度

王滝村公営企業観光施設事業会計

補正予算（第2号）に関する説明書

1. 収益的収入及び支出

1. 収 入

款・項	目	既決予算額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 事業収益		177,828	2,970	180,798			
1. 営業収益							
	5. その他営業収益						
2. 営業外収益							
	1. 受取利息	1		1			
					1. 預金利息		・ 預金利子
3. 特別利益		177,827	2,970	180,797			
	1. その他特別利益	177,827	2,970	180,797			
					1. その他特別利益	2,970	・ 一般会計繰入金 2,970

2. 支 出

款・項	目	既決予算額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2. 事業費用		323,230	2,970	326,200			
1. 営業費用		318,230	2,970	321,200			
	1. 一般管理費	35,020		35,020			
					21. 手数料		・ 為替手数料
					26. 負担金		
					27. 補助金		
					30. 指定管理料		・ 指定管理料
	3. スキー場管理費	128,684	2,970	131,654			
					12. 備消耗品費		・ 除雪車他消耗品

					16. 修繕費	2, 970	・ 索道施設修繕費 2, 970			
							・ 車両修繕費			
							・ 降雪設備修繕費			
							・ PCB対策・ 処理費			
					20. 保険料		・ 索道施設保険料 ・ 自動車共済保険料			
					21. 手数料		・ PCB分析手数料			
					22. 委託料		・ 各種保守点検費			
					23. 賃借料		・ 国有地借地料 ・ 圧雪車・ 降雪機賃借料 ・ バイオトイレ賃借料			
					7. 附帯施設管理費	9, 124		9, 124		

令和7年度 王滝村公営企業観光施設事業会計 予定損益計算書（令和7年4月1日より令和8年3月31日）

1. 事業収益 【単位：円】

（１）リフト収益	0	
（２）その他営業収益	0	<u>0</u>

2. 営業費用

（１）一般管理費	35,020,000	
（２）スキー場管理費	131,654,000	
（３）附帯施設管理費	9,124,000	
（４）減価償却費	145,401,883	
（５）予備費	5,000,000	<u>326,199,883</u>

営業利益	▲ 326,199,883
------	---------------

3. 営業外収益

（１）受取利息	1,000	<u>1,000</u>
---------	-------	--------------

営業外収益	1,000
-------	-------

4. 営業外費用

-	<u>0</u>
---	----------

5. 特別利益

（１）その他特別利益	180,797,000	<u>180,797,000</u>
------------	-------------	--------------------

特別利益	180,797,000
------	-------------

当年度純利益	▲ 145,401,883
--------	---------------

前年度繰越欠損金	5,943,859,289
----------	---------------

その他未処分利益剰余金変動額

-

当年度末未処分利益剰余金	▲ 6,089,261,172
--------------	-----------------

令和7年度 王滝村観光施設事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日まで)

※キャッシュフロー：資金の流れ

【単位：円】

1. 業務活動によるキャッシュフロー

当年度純利益（▲は当年度純損失）	▲ 145,401,883
減価償却費	145,401,883
未収金の増減額（▲は増加）	0
未払金の増減額（▲は減少）	▲ 6,304,036
小計	0

業務活動によるキャッシュフロー（A）
▲ 6,304,036

2. 投資活動によるキャッシュフロー

—

投資活動によるキャッシュフロー（B）
0

3. 財務活動によるキャッシュフロー

—

財務活動によるキャッシュフロー（C）
0

4. 資金増加額 (A+B+C) = (D) ▲ 6,304,036

5. 資金期首残高 (E) 9,277,812

6. 資金期末残高 (D) + (E) 2,973,776

※ 参考

流動負債 ▲ 1,000,000

流動負債控除後資金期末残高
(流動資産 - 流動負債) 1,973,776

令和7年度 王滝村公営企業観光施設事業会計 予定貸借対照表（令和8年3月31日）

【単位：円】

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【固定資産】	1,226,137,825	【固定負債】	0
（１）有形固定資産	1,223,790,825	企業債	0
土 地	9,384,328	【流動資産】	1,000,000
建 物	2,859,535,254	一時借入金	0
構 築 物	110,175,404	企業債	0
機械及び装置	5,894,635,275	他会計借入金	0
車輛運搬具	202,510,158	リース債務	0
工具器具及び備品	86,126,512	未払金	0
減価償却累計額	▲ 7,938,576,106	預かり金	1,000,000
（２）無形固定資産	1,547,000	負債の部 合計	1,000,000
電話加入権	1,547,000	純資産の部	
（３）投資	800,000	科 目	金 額
出 資 金	0	【資本金】	7,317,372,773
その他投資	800,000	（１）自己資本金	7,317,372,773
【流動資産】	2,973,776	固有資本金	519,201,949
現金・預金	2,973,776	組入資本金	6,798,170,824
未 収 金	0	（２）借入資本金	0
貸倒引当金	0	企業債	0
貯蔵品	0	【剰余金】	▲ 6,089,261,172
		（１）資本剰余金	0
		寄付金	0
		他会計補助金	0
		（２）利益剰余金	▲ 6,089,261,172
		減債基金積立金	0
		建設改良積立金	0
		当年度末処理欠損金	▲ 6,089,261,172
		純資産の部 合計	1,228,111,601
資産の部 合計	1,229,111,601	負債・純資産の部 合計	1,229,111,601